令和８年　第６回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和８年６月２３日（火）午後１時３０分から午後２時３５分まで

２．開催場所　　佐野市役所　６階　大会議室Ａ・Ｂ

３．出席委員　（１５人）

会長	１６番	大芦　宏
委員	１番	新井　勉
委員	２番	川田恒夫
委員	４番	石澤和枝
委員	５番	齋川英夫
委員	６番	小関昭男
委員	７番	深澤雄二
委員	８番	中島福一
委員	９番	小林秀男
委員	１０番	松島　明
委員	１１番	蘰原洋子
委員	１２番	小久保勝
委員	１３番	立川幸一
委員	１４番	澁江修身
委員	１５番	野村春男

４．欠席委員　（０人）

５．議事日程

日程第１　会期の決定について
日程第２　議事録署名委員の指名について
日程第３　会議書記の指名について
日程第４　報告第１号から報告第２号までについて
　報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について
　報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
日程第５　議案第１号から議案第６号までについて
　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
　議案第３号　非農地証明願について
　議案第４号　佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更

について
議案第５号　農用地利用集積等促進計画(案)について
議案第６号　農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について

６．農業委員会事務局職員

事務局長		櫻井　学
副参事		森　久仁彦
農地調整係	係長	亀山聡士
	主査	茂木香陽子
	主査	安在亮人
	主事補	小林　准
	主事補	石川大翔

７．会議の概要

事務局長	ただいまから、令和８年第６回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議　長	開会に先立ち、本日の出席委員数を事務局長に報告してもらいます。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、１５名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は１４名でございます。
議　長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は１５名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、令和８年第６回佐野市農業委員会総会を開会いたします。 これより、議事日程に入ります。 日程第１、会期の決定についてでありますが、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （なしの声） 異議なしと認め、会期は本日１日と決定いたします。 次に、日程第２、議事録署名委員の指名についてでありますが、総会規

則第１９条第２項の規定により、議席番号４番　石澤和枝委員、議席番号１５番　野村春男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第３、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の茂木香陽子主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第４に入ります。報告の案件は、報告第１号から報告第２号までであります。

まず報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局　報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第２条第７号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第３条の規定により報告します。
令和８年６月２３日提出　佐野市農業委員会会長。

（報告第１号　朗読し報告）

議　長　事務局の報告が終わりました。報告第１号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局　報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第２条第７号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第３条の規定により報告します。
令和８年６月２３日提出　佐野市農業委員会会長。

（報告第２号　朗読し報告）

議　長　事務局の報告が終わりました。報告第２号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第５に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第１号から議案第６号まででございます。

はじめに議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第１号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和８年６月２３日提出　佐野市農業委員会会長。

３条９１２番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は出流原町に所有する拠点から０．５㎞、所要時間は５分です。大農機具の所有状況は、草刈り機１台を所有しております。主な経営作物は、山椒となっております。農作業従事人数は１人、従事日数は２００日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９１３番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は出流原町に所有する拠点から０．５㎞、所要時間は５分です。農地の利用状況等につきましては、議案番号９１２番と同様のため省略させていただきます。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９１４番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は２０㎞、所要時間は３０分です。大農機具の所有状況は、トラクター１台、コンバイン１台、田植機１台をリースにより使用しております。主な経営作物は、米・果樹となっております。農作業従事人数は３人、従事日数は６４０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９１５番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は２０㎞、所要時間は３０分です。農地の利用状況等につきましては、議案番号９１４番と同様のため省略させていただきます。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。そ

の他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９１６番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は０．５㎞、所要時間は５分です。大農機具の所有状況は、トラクター１台、田植機１台、稲刈機１台を所有しております。主な経営作物は、米・イチゴとなっております。農作業従事人数は３人、従事日数は５５０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９１７番　贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は隣接する宅地を購入するため０．０５㎞、所要時間は１分です。大農機具の所有状況は、耕運機を所有予定です。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は２人、従事日数は１６０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９１８番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は１５㎞、所要時間は３０分です。大農機具の所有状況は、トラクター１台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は２人、従事日数は３００日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

３条９１９番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は０．２㎞、所要時間は３分です。大農機具の所有状況は、トラクター１台、軽トラック２台、管理機２台を所有しております。主な経営作物は、米・青パパイヤとなっております。農作業従事人数は４人、従事日数は５６０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です

議　長　　事務局の説明が終わりました。

なお、議案第１号　３条９１２番と９１３番の案件については、農地調整

審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。審査会班長お願いします。

審査会班長　それでは、審査会の結果を報告します。
３条９１２番、９１３番の案件について報告します。本申請につきましては、売買による所有権の移転４筆の申請になります。申請人は、埼玉県川口市と佐野市で２拠点生活をしており、本業の不動産貸付業と並行して農業を営むために農地を取得する申請となります。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、作付計画としましては、山椒を栽培、収穫、販売する予定となっております。
以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくお願いします。

議　長　ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第１号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よって、議案第１号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第２号の説明をしてもらいます。

事務局　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。
令和８年６月２３日提出　佐野市農業委員会会長。

（議案第２号　朗読し説明）

議　長	事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第２号５条１２５０番から５条１２５７番について、調査班お願いします。
調査班	５条１２５０番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第２種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。 以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。 ５条１２５１番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第２種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。 以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。 ５条１２５２番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第２種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。 以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。 ５条１２５３番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第２種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。 以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。 ５条１２５４番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第２種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。 以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。 ５条１２５５番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第２種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとな

っており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２５６番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第１種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２５７番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第１種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議　長　　ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第２号については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よってそのように決定いたしました。

次に、議案第３号　非農地証明願についてを議題といたします。
事務局に、議案第３号の説明をしてもらいます。

事務局　　議案第３号　非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。
令和８年６月２３日　提出　佐野市農業委員会会長。

（議案第３号　朗読し説明）

議　長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第３号　非農地５８５番から非農地５８９番について、調査班お願いします。
調査班	非農地５８５番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また２０年以上経過しているため、非農地証明はやむを得ないと思われます。 非農地５８６番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は山林の様相を呈しておりますが、山林化してから２０年以上経過していないことから、非農地証明はできないと思われます。 非農地５８７番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は山林の様相を呈しており、また２０年以上経過しているため、非農地証明はやむを得ないと思われます。 非農地５８８番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また２０年以上経過しているため、非農地証明はやむを得ないと思われます。 非農地５８９番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また２０年以上経過しているため、非農地証明はやむを得ないと思われます。
議　長	ありがとうございました。 以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第３号について質疑に入ります。質疑はありませんか。 （澁江　修身委員　挙手） 澁江委員、お願いします。
１４番 澁江委員	５８６番の件ですが、現在は山林のようになっていますが、２０年以上経っていないという条件で、認められないということですね。

議　長	そのとおりです。 ほかに質疑はありませんか。 （なしの声） 質疑なしと認めます。 まず、議案第３号　非農地５８６番についてお諮りいたします。 本案件に対します調査班の報告は、２０年経過していないので証明は妥当ではないとの報告がありました。非農地５８６番について願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手なし） 挙手なしであります。 よって、非農地５８６番については、証明しないということに決定いたしました。 次に、非農地５８６番以外の案件について審議します。 非農地５８６番以外の案件について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員であります。 よって、議案第３号　非農地５８６番以外の案件については、願いのとおり証明することに決定いたしました。 次に、議案第４号　佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更についてを議題といたします。 事務局に、議案第４号の説明をしてもらいます。
事務局	議案第４号　佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。 令和８年６月２３日提出　佐野市農業委員会会長。 （議案第４号　朗読し説明）

議　長　　事務局の説明が終わりました。
なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第４号　農振除外１１２番から１１４番について、調査班お願いします。

調査班　　農振除外１１２番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第１種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、集落接続に該当します。一般基準は、２番から１２番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有りと思われます。
農振除外１１３番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第１種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。申請の内容を検討した結果、申請内容が地方公共団体が設置する施設であるため、農地法の適用除外となります。
以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可は不要と思われます。
農振除外１１４番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第１種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、集落接続に該当します。一般基準は、２番から１２番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有りと思われます。

議　長　　ありがとうございました。
以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第４号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第４号については、農用地及び地域計画から除外された場合の転用許可及び許可不要の見込みの有無を有とすることに

賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第５号　農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。
事務局に議案第５号の説明をしてもらいます。

事務局　　議案第５号　農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。
令和８年６月２３日提出　佐野市農業委員会会長。

（議案第５号　朗読し説明）

議　長　　事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第５号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第６号　農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請についてを議題といたします。
事務局に議案第６号の説明をしてもらいます。

事務局　　議案第６号　農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の

規定により、農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成を要請することについて、意見を求めます。
令和８年６月２３日提出　佐野市農業委員会会長。

（議案第６号　朗読し説明）

議　長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第６号について、申出のとおり計画作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よって、議案第６号については、申出のとおり計画作成を要請することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました農地法第５条申請に係る意見聴取　令和８年５月分に対する回答についてをご覧ください。令和８年第５回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和８年第６回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後２時３５分閉会